

別紙-5

グリーン購入ガイドライン

1. 趣旨

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際、環境を考慮し、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入することです。

循環型社会形成のためには、再生品等の供給面の取組に加え、需要面からの取組が重要であるという観点から、平成12年5月に循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして『国等による環境物品等の調達推進等に関する法律(グリーン購入法)』が制定されました。

同法は、国や自治体等の公的機関が率先して環境物品等(環境負荷低減に資する製品・サービス)の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指しています。

本町では、平成15年3月に策定した環境保全率先実行計画の中でグリーン購入ガイドラインを定め取組をスタートさせました。そして、この度、「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」いわゆる「グリーン購入法」が施行されたことを受け、当町での運用管理を推進し、全庁が一体となった環境物品等の調達を目指すため、町が特に調達を推進する物品等の品目やその調達目標を定めた「杉戸町グリーン購入ガイドライン」により、取組の更なる推進を図ります。

2. 対象範囲

(1) 対象となる組織・施設

本庁組織並びに出先施設・機関

(2) 対象となる物品・サービスの範囲

対象となる機関の行う物品、印刷の発注及びサービスの調達(借上及び委託を含む。)

ただし、判断基準を満たす物品があっても品質、性能等の問題で業務に支障が生じる場合は対象外とする。

3. 環境物品等の調達に際しての基本的な考え方

(1) できるだけ広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮します。

(2) 事前に調達の必要性和適正量を十分に検討した上で、調達総量をできるだけ抑制するものとします。

また、物品等の合理的な使用に努めるとともに、環境物品等の調達総量を理由に調達総量が増加しないように配慮します。

(3) 環境物品等への需要の転換を促進するため、コスト並びに予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努めます。

(4) 価格や品質等に加え、次のような事項に配慮し、資源採取から廃棄に至る物品等のライフサイクル全体について、環境負荷の低減に配慮した環境物品等を調達するよう努めるものとします。

1) 製造段階での配慮

再生材料を使用している(再生紙や再生樹脂等)

余廃材を使用している(間伐材や不用材)

再生しやすい材料を使用している

2) 使用の段階

耐久性が高く長期使用できる。

エネルギーや資源の消費が少ない

修理や部品の交換ができる

消耗品の詰め替えができる

包装が簡易で包装材が環境に配慮している

3) 不用になった段階

使用済みの製品の回収・リサイクルシステムがある
素材別に分別廃棄ができる
資源化できるよう分別ができる

4) 製造から廃棄までの段階

有害物質の使用及び排出をしない
環境負荷が大きい物質の排出が少ない

5) 第3者機関の認定

環境ラベルの付いた商品であること
(エコマーク、グリーンマーク、国際エネルギースターロゴマーク等)

(5) 公共工事の資材等の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて特に留意する。

4 特定調達品目の調達に際しての判断基準・配慮事項

(1) 「特定調達品目」

各課(局・室)が購入する品目のうち、重点的に購入を進めていく環境物品等の種類を特定調達品目(以下「特定品目」という。)として別表1に掲げます。「特定品目」は、環境負荷の少ない商品の調達が容易であり、かつ、価格面においても著しく割高とならないものを中心に指定します。

(2) 「判断基準(調達に当たって満たすべき基準)」

国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を踏まえ、環境負荷の少ない商品であることの客観的な基準となる「判断基準」は、原則として別表2のとおりとします。

別表1の特定品目の調達に際しては、次に掲げる基準を満たすこと。また、本町の特定品目についての具体的な基準は、国のグリーン購入の判断基準に準ずるものとします。

ただし、本町が独自に判断基準を定めた特定品目についてはこの限りではありません。

なお、別表3(設備、公共工事を除く。)では、実際の物品等の調達に当たり簡易に判断できるよう、下記の各基準を踏まえた判断の目安を設けている。「判断の目安」は、ラベリング表示の活用によるものが中心であり、「判断の目安」を満たすことにより、特定品目を調達したこととする。

基準1 環境汚染物質等の排出が抑制されていること。

基準2 プラスチック製品においては、再生プラスチックが使用されていること。

基準3 木質製品及び資材においては、間伐材など(間伐材、廃材、小径材など)が使われていること。

基準4 バージンパルプ(間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く)が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。

基準5 紙製品においては、再生紙や県産木材が使用されていること。

基準6 OA機器、家電製品、エアコンディショナー等、温水器等、照明においては、エネルギー消費が少ないこと。

基準7 ポリエステル繊維を使用している製品においては再生PET樹脂(PETボトル、繊維製品などを原材料として再生利用されるもの)を使用していること。

基準8 公共工事において使用する資材等は、その用途に要求される品質等を考慮した上で一定の環境負荷低減効果が認められるものとする。また、契約図書において、そのような資材等を使用する旨を明記すること。

(3) 「配慮事項(満たすべき要件ではないが、考慮することが望ましい事項)」

国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を踏まえ、環境負荷の少ない商品に配慮することが望ましい「配慮事項」は、原則として別表2のとおりとします。

別表1の特定品目の調達に際しては、次の事項に配慮すること。また、本町のグリーン購入の対象物品等について具体的な配慮事項は国の判断基準に準ずるものとします。

- 配慮1 芯やインク等の消耗品の交換や内容物の詰め替え使用が可能であること
- 配慮2 再生プラスチック材の一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。
- 配慮3 「資源の有効な利用の促進に関する法律」の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化・省資源化や部品・素材の再利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 配慮4 再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離・分別の工夫がなされていること。
- 配慮5 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること
- 配慮6 使用済み製品(使用された二次電池を含む。)の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
- 配慮7 使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただしそれらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用される場合や、適正処理される場合は、この限りではない。
- 配慮8 塗料に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。
- 配慮9 公共工事においてはシックハウス対策に配慮すること。
- 配慮10 木製品については、県産木材使用のものの検討を行うこと。

5. 物品調達の原則

- (1) 「特定品目」に指定されている品目の商品を調達するときは、入札条件に明示するなどの方法により、原則として、判断基準を満たす商品の中から調達するものとします。
- (2) 「特定品目」以外の品目の商品を調達する際にも、できるだけ環境負荷が少ないと判断される商品を選定するものとします。
- (3) 物品購入契約担当者は、用品及び単価契約事務用品の選定の際に、上記の環境負荷の少ない商品を指定するものとします。

6. 推進の方法

(1) 推進の体制

庁内におけるグリーン購入の取組の確実な推進を図るために、PDCA サイクルを基本とする環境マネジメントシステムの考え方に基づき、杉戸町環境管理委員会が中心となって進行管理を行います。

また、杉戸町環境保全率先実行計画(以下「実行計画」という。)に基づいて設置した各部署の「環境保全責任者・担当者」が、各所属における取組の推進、実施状況、点検、評価を行います。

(2) 調達目標及び年度目標の設定

特定品目の調達は、原則、判断基準を満たすものの中から行うこととするため、調達目標は100%とする。

ただし、判断基準を満たす物品が存在しない場合及び判断基準を満たす物品であっても、品質、性能等の問題で事実上支障が生じる場合は、上記の限りではない。

設備、公共工事における資材又は建設機械では、強度、安全性等の視点から、特定品目の使用が可能な工事等の種別が特定されていない。そのため当分の間、調達に努めることとし、数値目標は設定しない。

(3) 調達状況の把握及び公表

本推進指針に基づく調達状況等については、年度ごとに、概要を取りまとめ、適宜、町民・事業者公表する。

<別表1> 特定品目

(平成19年2月閣議決定)

NO	分野	特定品目
1	紙類	コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、ジアゾ感光紙、印刷用紙(カラー用紙を除く)、印刷用紙(カラー用紙)、衛生用紙(トイレトペーパー、ティッシュペーパー)
2	文具類	シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、スタンプ台、朱肉、印章セット、印箱、公印、ゴム印、回転ゴム印、定規、トレー、消しゴム、ステープラー、ステープラー針リムーバー、連射式クリップ、事務用修正具(テープ)、事務用修正具(液状)、クラフトテープ、粘着テープ(布粘着)、両面粘着紙テープ、製本テープ、ブックスタンド、ペンスタンド、クリップケース、はさみ、マグネット(玉)、マグネット(バー)、テープカッター、パンチ(手動)、モルトケース(紙めくり用スポンジケース)、紙めくりクリーム、鉛筆削(手動)、OAクリーナー(ウェットタイプ)、OAクリーナー(液タイプ)、ダストブロワー、レターケース、メディアケース(FD・CD・MO用)、マウスパッド、OAフィルター(枠あり)、丸刃式紙裁断機、カッターナイフ、カッティングマット、デスクマット、OHPフィルム、絵筆、絵の具、墨汁、のり(液状)、のり(澱粉のり)、のり(固形)、のり(テープ)、ファイル、バインダー、ファイリング用品、アルバム、つづりひも、カードケース、事務用封筒(紙製)、窓付き封筒(紙製)、罫紙、起案用紙、ノート、パンチラベル、タックラベル、インデックス、付箋紙、付箋フィルム、黒板拭き、ホワイトボード用イレーザ、額縁、ごみ箱、リサイクルボックス、缶・ボトルつぶし機(手動)、名札(机上用、衣服取付型、首下げ型)、鍵かけ(フックを含む)
3	オフィス家具等	いす、机、棚、収納用什器(棚以外)、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード
4	OA機器	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、電子計算機、プリンタ等(プリンタ、プリンタ・ファクシミリ兼用機)、ファクシミリ、スキャナ、磁気ディスク装置、ディスプレイ、シュレツダー、デジタル印刷機、記録用メディア、一次電池又は小型電式電池、電子式卓上計算機、トナーカートリッジ、インクカートリッジ、
5	家電製品	電気冷蔵庫等(冷蔵庫、冷凍庫、冷凍冷蔵庫)、テレビジョン受信機、電気便座、
6	エアコンディショナー	エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ
7	温水器等	電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス温水機器、
8	照明	蛍光灯照明器具、蛍光ランプ、電球形状のランプ
9	自動車	一般公用車、ETC対応車載器、カーナビゲーションシステム、一般公用車用タイヤ、サイクルエンジン油
10	消火器	消火器
11	制服・作業服	制服、作業服
12	インテリア・寝装寝具	カーテン、布製ブラインド、タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット、毛布、ふとん、ベッドフレーム、マットレス
13	作業手袋	作業手袋
14	その他繊維製品	集会用テント、ブルーシート、防球ネット、
15	設備	太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池、生ゴミ処理機、節水機器
16	公共工事	資材、建設機械、工法、目的物
		別表3参照

下記のグリーン購入法特定調達物品情報提供システムを参照してください。

[<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/gpl-db/index.html>]

< 別表2 > 特定調達物品及び調達目標

分類	品目名	着眼点	判断の目安及び判断の基準	
1 紙類	フォーム用紙	・再生紙の使用	<p>・エコマークがついているもの。(マークの下に「古紙パ ルプ配合率」と書かれている。)</p> <p>・上記を満たさないものについては、国の「環境物品等 の調達に関する基本方針」の「判断の基準」 を満たすものであること。</p>	
	インクジェットカラープリンタ用塗工 用紙	・ 配慮5		
	ジアゾ感光紙			
	トイレトペーパー			
	ティッシュペーパー			
	コピー用紙(色付き、カラー複写機 用は除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生紙の使用 ・ 県産木材の使用 		
印刷用紙	・ 配慮5	<p>・エコマークがついているもの。(マークの下に「古紙パ ルプ配合率」と書かれている。)、又は、県産木材を 使用したものであること。</p> <p>・上記を満たさないものについては、国の「環境物品等 の調達に関する基本方針」の「判断の基準」 を満たすものであること。</p>		
	名刺印刷用紙		<p>・古紙パルプ配合率 100%、又は、県産木材を使用し たものであること。</p> <p>・上記を満たさないものについては、国の「環境物品等 の調達に関する基本方針」の「判断の基準」 を満たすものであること。</p>	
2 文具類 (容)は容器等に適用	シャープペンシル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生プラスチックの使 用 ・ 間伐材等の使用 ・ 再生紙の使用 	<p>・エコマークがついているもの。(マークの下に「プラス チックの再利用」、「間伐材の再利用」、「廃木材の 再利用」、「低位利用木材の再利用」、「間伐材・小 径材の利用」、又は、「古紙パルプ配合率」と書かれ ている。)</p> <p>・上記を満たさないものについては、国の「環境物品等 の調達に関する基本方針」の「判断の基準」 を満たすものであること。</p>	
	シャープペンシル替芯(容)			
	ボールペン			
	マーキングペン(サインペン、フェ ルトペン、筆ペン、マーカー、マジッ ク、蛍光ペン、ホワイトボード用ペ ン)			
	鉛筆			・ 配慮5
	スタンプ台			・ 配慮10
	朱肉			
	定規			
	トレー			
	消しゴム			
	ステーブラー			
	連射式クリップ(ガチャック、ワニク リップ、トジッパー、連発クリップ)			
	事務用修正具(テープ)			

別紙

分類	品目名	着眼点	判断の目安及び判断の基準
2 文具類 (容)は容器等に適用	事務用修正具(液状)(容)	<ul style="list-style-type: none"> 再生プラスチックの使用 間伐材等の使用 再生紙の使用 	<ul style="list-style-type: none"> エコマークがついているもの。(マークの下に「プラスチックの再利用」、「間伐材の再利用」、「廃木材の再利用」、「低位利用木材の再利用」、「間伐材・小径材の利用」、又は、「古紙パルプ配合率」と書かれている。) 上記を満たさないものについては、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」を満たすものであること。
	ブックスタンド		
	パンチ(手動)		
	クラフトテープ		
	はさみ		
	マグネット		
	テープカッター		
	モルトケース		
	レターケース		
	マウスパッド		
	カッターナイフ		
	OHPフィルム		
	ペンスタンド		
	絵の具(容)		
	墨汁(容)		
	のり(補充用を含む)(容)		
	【(液状、澱粉、固形)(スプレー式は除く)】		
	ファイル【穴を開けて閉じる各種ファイル(フラットファイル、チューブファイル、ドッチファイル、レターファイル)、穴を開けずに閉じる各種ファイル(クリアーファイル、クリアーフォルダー、レバーファイル、板ばさみ、個別フォルダー、ボックスファイル)】		
バインダー(MPバインダー、リングバインダー)	配慮 10		
カードケース			
事務用封筒(紙製)			
けい紙			

分類	品目名	着眼点	判断の目安及び判断の基準
2 文具類 (容)は容器等に適用	ノート	<ul style="list-style-type: none"> 再生プラスチックの使用 間伐材等の使用 再生紙の使用 	<ul style="list-style-type: none"> エコマークがついているもの。(マークの下に「プラスチックの再利用」、「間伐材の再利用」、「廃木材の再利用」、「低位利用木材の再利用」、「間伐材・小径材の利用」、又は、「古紙パルプ配合率」と書かれている。) 上記を満たさないものについては、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」を満たすものであること。
	インデックス		
	付箋紙		
	タックラベル		
	パンチラベル		
	ゴミ箱		
	リサイクルボックス		
	名札(机上用)		
	ステープラー針リムーバー		
	粘着テープ(布)		

	アルバム	・配慮 5	
	紙めくりクリーム(容)		
	OAフィルター(デスクトップ用)	・配慮 10	
	カッティングマット		
	黒板拭き		
	デスクマット		
	つづりひも		
	ホワイトボード用イレーザー		
	額縁		
	丸刃式紙裁断機		
	ファイリング用品(ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット、仕切紙)		
	窓付き封筒(紙製)		
	用箋挟み		
	ダストブロワー	・配慮 5	・国の「環境物品等の調達に関する基本方針」の「判断の基準」を満たすものであること。判断基準を満たすものであること。
3 オフィス家具等	いす	・再生プラスチックの使用	・エコマークがついているもの。(「プラスチックの再利用」、「間伐材の再利用」、「廃木材の再利用」、「建設発生木材の再利用」、「低位利用木材の再利用」、「間伐材・小径材の利用」、「木のリサイクル」、「古紙パルプ配合率」とかかれている。)又は、「間伐材マーク」がついているもの。 ・上記を満たさないものについては、国の「環境物品等の調達に関する基本方針」の「判断の基準」を満たすものであること。
	机	・間伐材等の使用	
	棚	・再生紙の使用	
	収納用什器(棚以外)		
	ローパーティション		
	掲示板	・配慮 3	
	黒板	・配慮 5	
	ホワイトボード	・配慮 8	
	コートハンガー	・配慮 10	
傘立て			

分類	品目名	着眼点	判断の目安及び判断の基準
4 OA機器	コピー機	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費が少ないこと 古紙パルプ配合率100%再生紙に対応できること 	<ul style="list-style-type: none"> エコマークがついているもの。(「待機・使用時のエネルギーが少ない」と書かれている。)もしくは、商品のカタログ等で「エネルギー消費効率が省エネ法の基準エネルギー消費を満たしている」と書かれており、かつ「国際エネルギースターロゴ」のついているもの。 上記を満たさないものについては、国の「環境物品等の調達に関する基本方針」の「判断の基準」を満たすものであること。
	拡張性のあるデジタルコピー機		
	複合機		
		・配慮 2	
		・配慮 3	
		・配慮 4	
		・配慮 5	

別紙

		<ul style="list-style-type: none"> 配慮 6 配慮 7 	
	電子計算機	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費が少ないこと 配慮 2 配慮 3 配慮 4 	<ul style="list-style-type: none"> エコマークがついているもの。(「3R、省エネ設計」と書かれている)。もしくは、緑色の省エネ性マークが付いているもの。 上記を満たさないものについては、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」を満たすものであること。
	磁気ディスク装置	<ul style="list-style-type: none"> 配慮 5 配慮 6 配慮 7 	<ul style="list-style-type: none"> 緑色の省エネ性マークが付いているもの。 上記を満たさないものについては、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」を満たすものであること。
	プリンタ	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費が少ないこと 古紙パルプ配合率100%再生紙に対応できること 配慮 2 配慮 3 配慮 5 配慮 6 配慮 7 	<ul style="list-style-type: none"> エコマークがついているもの。(「低電力モード消費電力」と書かれている。)もしくは、「国際エネルギースターロゴ」のついているもの。 上記を満たさないものについては、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」を満たすものであること。
	プリンタ/ファクシミリ兼用機		

分類	品目名	着眼点	判断の目安及び判断の基準	
4 O A 機器	ファクシミリ	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費が少ないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 「国際エネルギースターロゴ」のついているもの。 	
	スキャナ		<ul style="list-style-type: none"> 上記を満たさないものについては、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」を満たすものであること。 	
	デジタル印刷機	<ul style="list-style-type: none"> 配慮 2 		
	ディスプレイ		<ul style="list-style-type: none"> 配慮 3 配慮 5 	<ul style="list-style-type: none"> エコマークがついているもの。(「3R、省エネ設計」と書かれている。) 上記を満たさないものについては、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」を満たすものであること。
			<ul style="list-style-type: none"> 配慮 6 	<ul style="list-style-type: none"> 国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」を満たすものであること。
シュレッダー	<ul style="list-style-type: none"> 配慮 7 			

別紙

	電子卓上計算機		<ul style="list-style-type: none"> ・エコマークがついているもの。(マークの下に「太陽電池による電力供給」と書かれている。) ・上記を満たさないものについては、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」を満たすものであること。
5 家電製品	電気冷蔵庫(冷蔵庫、冷凍庫、冷凍冷蔵庫)	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費が少ないこと ・環境汚染物質等の排出等が抑制されていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑色の省エネ性マークが付いているもの。 ・上記を満たさないものについては、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」を満たすものであること。
	ビデオレコーダー		<ul style="list-style-type: none"> ・上記を満たさないものについては、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」を満たすものであること。
	電気便座		<ul style="list-style-type: none"> ・緑色の省エネ性マークが付いているもの。 ・上記を満たさないものについては、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」を満たすものであること。
	テレビジョン受信機		<ul style="list-style-type: none"> ・配慮2 ・配慮3 ・配慮5 ・配慮8
6 エアコンディショナー等	エアコンディショナー	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費が少ないこと ・環境汚染物質等の排出等が抑制されていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑色の省エネ性マークが付いているもの。 ・上記を満たさないものについては、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」を満たすものであること。
	ストーブ		<ul style="list-style-type: none"> ・上記を満たさないものについては、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」を満たすものであること。
	ガスヒートポンプ式冷暖房機		<ul style="list-style-type: none"> ・国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」を満たすものであること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・配慮2 ・配慮3 ・配慮5 	

分類	品目名	着眼点	判断の目安及び判断の基準
7 温水器等	ガス温水機器	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費が少ないこと ・電気給湯器については環境汚染物質等の排出等が抑制されていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑色の省エネ性マークが付いているもの。 ・上記を満たさないものについては、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」を満たすものであること。
	石油温水機器		
	ガス調理機器		
	電気給湯器		
		<ul style="list-style-type: none"> ・配慮2 ・配慮3 ・配慮5 	

8 照明	蛍光灯照明器具	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費が少ないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑色の省エネ性マークが付いているもの。 ・上記を満たさないものについては、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」を満たすものであること。
	蛍光管(直管型で40型蛍光灯のみ対象。ただし、非常灯・誘導等は除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮3 ・配慮5 ・配慮8 	<ul style="list-style-type: none"> ・低消費電力形(目安としては、消費電力が36W(ラビットスターター形)や37W(スターター形))であること。又は、高周波点灯専用型(HF)であること。 ・上記を満たさないものについては、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」を満たすものであること。
	誘導等		<ul style="list-style-type: none"> ・冷陰極蛍光灯又はこれと同等以上の省エネ型のもの。 ・上記を満たさないものについては、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」を満たすものであること。
9 自動車	自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・鉛の使用量(バッテリーに使用されているものを除く)が削減されていること。 ・資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・再生材が多く使用されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい技術の活用等により、従来の自動車と比較して、著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。 <p>天然ガス自動車 電気自動車 ハイブリッド自動車 メタノール車 下記の基準を満たすガソリン自動車</p> <p>A. 乗用車にあつては、「低排出ガス車認定実施要領」(運輸省告示・平成12年3月13日、第103号)の基準の75%低減レベルに適合し、かつ、省エネ法に基づき定められた通商産業省・運輸省告示(平成11年3月31日、第2号)に定める基準を満たすこと。ただし、利用ニーズに合う適当な車種がない特別な場合には下記Bの判断の基準の自動車の中から、排ガス性能の良い自動車を優先して購入することとする。</p> <p>B. 乗用車以外の一般公用車にあつては、「低排出ガス車認定実施要領」(運輸省告示・平成12年3月13日、第103号)の基準(25%低減レベル以上)に適合し、かつ、省エネ法に基づき定められた通商産業省・運輸省告示(平成11年3月31日、第2号)に定める基準を満たすこと。</p>
	一般公用車用タイヤ	<ul style="list-style-type: none"> ・走行時の静粛性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」を満たすものであること。

別紙

		・配慮5	
	ETC対応車載器		
	カーナビゲーションシステム		
10 消火器	消火器(対象は粉末(ABC)消火器のみとし、点検の際の薬剤の詰め替えも含む)	・消化薬剤に再生材料を使用	・エコマークがついているもの。(マークの下に「再生消化薬剤」と書かれている。) ・上記を満たさないものについては、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」を満たすものであること。

分類	品目名	着眼点	判断の目安及び判断の基準
11 制服 作業着	制服・作業服(ポリエステル繊維を使用した商品のみ対象)	・再生PET繊維などの使用 ・配慮5 ・配慮6	・エコマークがついているもの。(マークの下に「再生PET繊維」と書かれている。) ・上記を満たさないものについては、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」を満たすものであること。
12 インテリア 寝装寝具	カーテン(ポリエステル繊維を使用した商品のみ対象)	・再生PET繊維などの使用 ・ベッドフレームについては、再生プラスチックや間伐材等の使用	・エコマークがついているもの。(マークの下に「再生PET繊維」と書かれている。) ・上記を満たさないものについては、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」を満たすものであること。
	布製ブラインド		
	カーペット(織じゅうたん・ニードルパンチカーペット・タフテッドカーペット・タイルカーペット)	・配慮5 ・配慮6	・エコマークがついているもの。(マークの下に「再生PET繊維」「プラスチックの再利用」「未利用繊維」「反毛繊維」と書かれている。) ・上記を満たさないものについては、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」を満たすものであること。
	ベッドフレーム ・毛布・ふとん・マットレス(毛布、布団、マットレスについては、ポリエステル繊維を使用した商品のみ対象)		・エコマークがついているもの。(マークの下に「再生PET繊維」と書かれている。ベッドフレームについては、「プラスチックの再利用」、「間伐材の再利用」、「廃木材の再利用」、「建設発生木材の再利用」、「低位利用木材の再利用」、「間伐材・小径材の利用」、「木のリサイクル」と書かれている。) ・上記を満たさないものについては、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」を満たすものであること。

別紙

13 作業用手袋	作業用手袋(ポリエステル繊維を使用した商品のみ対象)	<ul style="list-style-type: none"> 再生PET繊維などの使用 配慮5 	エコマークがついているもの。(マークの下に「再生PET繊維」と書かれている。)
14 その他の繊維製品	<ul style="list-style-type: none"> 集会用テント・防球ネット(いずれも、ポリエステル繊維を使用した商品のみ対象) ブルーシート(ポリエチレン繊維を使用した商品のみ対象) 	<ul style="list-style-type: none"> 再生PET繊維などの使用 配慮5 	<ul style="list-style-type: none"> エコマークがついているもの。(マークの下に「再生PET繊維」と書かれている。) 上記を満たさないものについては、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」を満たすものであること。

< 別表3 > 特定調達物品及び調達目標 (設備、公共工事)

分類	品目名	着眼点	判断の目安及び判断の基準
15 設備	太陽光発電システム	・ 基準 : 商用電源の代替として、太陽熱モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができるシステムであること。 ・ 配慮3	
	太陽熱利用システム	・ 基準 : 給湯用・冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽光エネルギーを利用したシステムであること。 ・ 配慮3	
	燃料電池	・ 基準 : 商用電源の代替として、燃料中の水素と空気中の酸素を電気化学的に反応させて、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること。 ・ 配慮3	
	生ゴミ処理機	・ 基準 : バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減量等を行う機器であること。 ・ 配慮3 ・処理後の生成物は、肥料化、飼料化又はエネルギー化等再生利用されるものであること。	
	節水機器	・ 基準 : エコマークがついているもの。(マークの下に「節水機器」と書かれている。) ・上記を満たさないものについては、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「判断の基準」を満たすものであること。	

分類	品目名			判断基準及び配慮事項
16 公共工事	資材	再生木質ボード	パーティクルボード	基準 合板・製材工場から発生するは材等の残材、建築解体木材、使用済み梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径材(間伐材を含む。)等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量費配合割合が50%以上であること。この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等(パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント版におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せずに重量費配合率を計算することができるものとする。 居室の内装材においては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/l以下かつ最大値で0.4mg/l以下であること。
			繊維版	
			木質系セメント	

	タイル	陶磁器質タイル	<p>基準</p> <p>陶磁器質タイルで、原料に再生材料を用いられているものであること。</p> <p>再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上(複数の材料を使用している場合は合計)使用されていること。ただし、再生材料は通常利用している同一工場からの廃材は除くものとする。</p> <p>配慮 施工時及び使用時に雨水等による重金属など有害物質の溶出が少ないこと。</p>
	混合セメント	高炉セメント	基準 高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラを使用していること。
		フライアッシュセメント	基準 フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュを使用していること。
	小径丸太材	間伐材	基準 間伐材であって、有害な腐れ、割れ等の欠陥がないこと。
	コンクリート型枠	複合合板型枠	基準 針葉樹林を使用している合板(芯材等に針葉樹材を使用している合板)であること。強度等は、JAS規格による。
	電線・ケーブル	エコマテリアルケーブル	<p>基準</p> <p>・焼却時にダイオキシン等の有害なガスを発生しない等の環境配慮型ケーブルであること。</p> <p>・(社)日本電線工業会規格に定めるエコマテリアルケーブルであること。</p>
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	基準 建設汚泥から再生した処理土であること。	

分類	品目名		判断基準及び配慮事項	
16 公共工事	資材	盛土材等	土工用水砕スラグ	基準 天然砂、天然砂利、砕砂又は、砕石の一部もしくは全部を代替して使用できる高炉水砕スラグを使用した土工材料であること。
			胴スラグを用いたケーソン中詰め材	基準 ケーソン中詰め材として、天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用することができる胴スラグであること。
			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	基準 ケーソン中詰め材として、天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。
	コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ	基準 天然砂、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる高炉スラグを使用した骨材であること。	
		フェロニッケルスラグ骨材	基準 天然砂、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグを使用した骨材であること。	
		胴スラグ骨材	基準 天然砂、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる胴スラグ骨材を使用した骨材であること。	
		電気炉酸化スラグ骨材	基準 天然砂、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材を使用した骨材であること。	
一般廃棄物溶融スラグ骨材	基準 天然砂、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる一般廃棄物溶融スラグ骨材を使用した骨材であること。			
			使用する一般廃棄物溶融スラグは、JISA5031の基準を満たすこと。	

別紙

	アスファルト混合物	再生過熱アスファルト混合物	基準 アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
		鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	基準 加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグを使用していること。

分類	品目名		判断基準及び配慮事項
16 公共工事	資材	アスファルト混合物	基準 加熱アスファルト混合物の骨材として、一般廃棄物溶融スラグ使用していること。 使用する一般廃棄物溶融スラグはJISA5032の基準を満たすこと。
		路盤材	再生骨材等
	鉄鋼スラグ混入路盤材		基準 路盤材として、道路用鉄鋼スラグを使用していること。
	一般廃棄物溶融スラグ混入路盤材		基準 路盤材の骨材として、一般廃棄物溶融スラグを使用していること。 使用する一般廃棄物溶融スラグは、JISA5032の基準を満たすこと。
	コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	基準 透水係数 1×10^{-2} sec以上であること
		一般廃棄物溶融スラグ骨材混入コンクリート	基準 一般廃棄物溶融スラグ骨材が含まれていること。 使用する一般廃棄物溶融スラグは、JISA5031の基準を満たすものであること。
	塗料	下塗用塗料(重防食)	基準 鉛又はクロムを含む顔料を配合していないこと。
		低揮発性有機溶剤型の路面表示用水性塗料	基準 水性型の路面表示用塗料であって、揮発性有機溶剤の含有率が5%以下であること。

分類	品目名		判断基準及び配慮事項
16 公共工事	資材	園芸資材	<p>基準 ・有機物の含有率(乾物) 70%以上</p> <p>・炭素窒素比(C/N比) 35以下</p> <p>・陽イオン交換容量(CEC)(乾物) 70meq/100g以上</p> <p>・PH 5.5-7.5</p> <p>・水分 55%-65%</p> <p>・幼植物試験の結果 生育阻害その他異常を認めない。</p> <p>・窒素全量(現物) 0.5%以上</p> <p>・リン酸全量(現物) 0.2%以上</p> <p>・カリ全量(現物) 0.1%以上</p>
		下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	<p>基準 製品に含まれる有害化学物質の含有量(割合)が下記の数値以下であること。</p> <p>・ヒ素 0.005%</p> <p>・カドニウム 0.0005%</p> <p>・水銀 0.0002%</p> <p>・ニッケル 0.03%</p> <p>・クロム 0.05%</p> <p>・鉛 0.01%</p> <p>その他の制限事項</p> <p>・金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令代5号)の別表第一の基準 適合する原料を使用したものであること</p> <p>・植害試験の調査を受け害が認められないこと</p> <p>・有機物の含有率(乾物) 35%以上</p> <p>・炭素窒素比(C/N比) 20以下</p> <p>・PH 8.5以下</p> <p>・水分 50%以下</p>

別紙

			<ul style="list-style-type: none"> 窒素全量(現物) 0.8%以上 リン酸全量(現物) 1.0%以上 アルカリ分(現物) 15%以下(ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りではない)
	道路照明	環境配慮型道路照明	<p>基準 高圧ナトリウムランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が45%以上削減されているものであること。</p> <p>配慮 設置個所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。</p>

分類	品目名			判断基準及び配慮事項
16 公共工事	資材	建具	断熱サッシ・ドア	<p>基準 建築物の窓等を通じて熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 複層ガラスを用いたサッシであること。 二重サッシであること。 断熱材の使用その他これに類する有効な措置を講じたドアであること。
		断熱材	断熱材	<p>基準 建築物の外壁等を通じて熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。</p> <p>オゾン層を破壊する物質を含有していないこと。</p> <p>ハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン)が使用されていないこと。</p> <p>再生資源を使用しているか又は使用後に再生資源として使用できること。</p> <p>断熱材のうちグラスウール及びロックウールの製造に用いる再生資源や副産物については、次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> グラスウール 再生資源利用率は、原材料の重量比で80%以上であること。 ロックウール 再生資源利用率は、原材料の重量比で85%以上であること。 <p>配慮 発行プラスチック断熱材については、長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化影響の少ない物質が使用されていること。</p>
	照明機器	照明制御システム	<p>基準 連続調光可能なHF蛍光灯危機及びそれらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光(昼光)利用制御の機能を有していること。</p>	

別紙

	空調用機器	吸収冷温水器	基準 冷房の成績係数が 1.05 以上であること。
		氷蓄熱式空調機器	基準 ・氷蓄熱槽を有していること。 ・冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ・冷房の成績係数が 2.15 以上であること。
		ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	基準 ・一次エネルギー換算成績係数が 1.10 以上であること。 ・冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。なお、オゾン層を破壊する物質とは、CFC、ハロン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、HCFC、臭気メチル等を指す。

分類	品目名		判断基準及び配慮事項	
16 公共工事	資材	衛生器具	自動水栓	基準 電氣的制御により自動的に開閉できる自動水栓であること。
			自動洗浄装置及びその組み込み小便器	基準 洗浄水量が 4 リットル/回以下であり、又、使用状況により、洗浄水量を制御すること。
			水栓式大便器	基準 洗浄水量が 10.5 リットル/回以下であること。
		ビニル系床材	ビニル系床材	基準 再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で 15%以上使用されていること、ただし、JIS A5075(ビニル系床材)に規定する種別 PF を除く。 配慮 工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。
		配管材	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管	基準 建物屋内外の排水用、又は建物屋内の通気用の硬質塩化ビニル管であって、使用済み塩化ビニル管を原料とする塩化ビニルが製品全体重量比で 30%以上使用されていること。 配慮 製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。
			下水汚泥焼却灰を使用した再生れんが	基準 ・下水汚泥焼却灰を含有したリサイクル商品であること。 ・JIS規格を満たすこと。
		地盤改良材	地盤改良製鋼スラグ	基準 サンドコンパクションパイル工法において、天然砂(海砂、山砂)の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。
		セメント	エコセメント	基準 都市ゴミ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品 1 トンに付きこれらの廃棄物が乾燥ベースで 500kg 以上使用されていること。
	吹き付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹き付けコンクリート	基準 吹き付けコンクリートであって、混和材に 10%を超える分量のフライアッシュを使用していること。	

分類	品目名			判断基準及び配慮事項
16 公共工事	資材	舗装材	再生材料を用いた舗装用のブロック(焼成)	<p>基準 ・原料に再生材料を用い、焼成したものであること。</p> <p>・再生材料使用率は原材料の重量比で、20%以上(複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料は通常使用している同一工場からの廃材は除くものとする。</p> <p>配慮 施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出が少ないこと。</p>
			再生材料を道いた舗装用のブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	<p>基準 ・原材料に再生材料が用いられたものであること。</p> <p>・再生材料使用率は原材料費の重量比で 20%以上(複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計)使用されていること。なお透水性舗装のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量費 15%以上使用されていること。ただし、再生材料は通常使用している同一工場からの廃材は除くものとする。</p> <p>配慮 施工時及び使用時に雨水等による重金属等の有害物質等の溶出が少ないこと。</p>
	製材等	製材		<p>基準 間伐材、林地残材又は小径木であること。</p>
		集成材		<p>基準 ・間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が 10%であること。</p>
		合板		
		単板積層材		
フローリング		<p>・居室内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で 0.3mg/L 以下かつ最大値で 0.4mg/L 以下であること。</p>		

分類	品目名			判断基準及び配慮事項				
16 公共工事	資材	変圧器	変圧器	基準 エネルギー消費効率が区分ごとに算定式を用いて算出した値を上回らないこと。				
				区分			基準エネルギー消費効率の算定式	
				変圧器の種類	相数	定格周波数 定格容量		
				油入 変圧器	単層	50Hz		$E=15.3S^{0.696}$
						60Hz		$E=14.4S^{0.653}$
					三層	50Hz	500kVA 以下	$E=23.8S^{0.653}$
							500kVA 超	$E=9.84S^{0.842}$
						60Hz	500kVA 以下	$E=22.6S^{0.651}$
							500kVA 超	$E=18.6S^{0.745}$
				モールド 変圧器	単層	50Hz		$E=22.9S^{0.647}$
						60Hz		$E=23.4S^{0.643}$
					三層	50Hz	500kVA 以下	$E=33.6S^{0.626}$
							500kVA 超	$E=24.0S^{0.727}$
						60Hz	500kVA 以下	$E=32.0S^{0.641}$
500kVA 超	$E=26.1S^{0.716}$							
工法	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	基準 ・施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 ・再生処理土からの有害物質の溶出については、土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁国時代46号)を満たすこと。					
			コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	基準 施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。			
					舗装(表層)	路上表層再生工法	基準 既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や	
							舗装(路盤)	路上再生工法

分類	品目名			判断基準及び配慮事項
16 公共工事	工法	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	基準 施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。
		建設発生土有	低品質土有効利用法	基準 施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。

別紙

	効利用法					
目的物	高機能舗装	排水性舗装	基準 雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。			
		透水性舗装	基準 雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。			
	屋上緑化	屋上緑化	基準 ・植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ・ヒートアイランド現象の緩和等、都市環境改善効果を有するものであること。 配慮 ・屋上緑化に適した植物を使用するものであること。 ・灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水・排水機能が適切に確保された構造であること。			
建設機械	排出ガス対応型建設機械		基準 搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が次に掲げる値の以下のものであること。			
		対象物質(単位)	HC	NOx	CO	黒煙
		出力区分	(g/kWh)	(g/kWh)	(g/kWh)	(%)
		7.5-15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50
		15-30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50
30-272kW 以下	1.3	9.2	5.0	50		

分類	品目名	判断基準及び配慮事項		
16 公共工事	建設機械 低騒音型建設機械	基準	建設機械の騒音の測定値が次に掲げる値以下のものであること。	
		機種	機関出力(kw)	騒音基準値 (dB)
		ブルドーザー	P < 55	102
			55 P < 103	105
			103 P	105
		バックホウ	P < 55	99
			55 P < 103	104
			103 P < 206	106
			206 P	106
		ドラグライン クラムシェル	P < 55	100
			55 P < 103	104
			103 P < 206	107
		トラクターシャベル	206 P	107
P < 55	102			

別紙

			55 P < 103	104
			103 P	107
		クローラークレーン	P < 55	100
		トラッククレーン	55 P < 103	103
		ホイールクレーン	103 P < 206	107
			206 P	107
		パイプロハンマー		107
		コンクリートカッター		106
		油圧式杭抜機		98
		油圧式鋼管圧入・引抜機	55 P < 103	102
		油圧式杭圧入引抜機	103 P	104
			P < 55	100
		アースオーガー	55 P < 103	104
			103 P	107
			P < 55	100
		オールケーシング掘削機	55 P < 103	104
			P < 55	100
		アースドリル	55 P < 103	104
			103 P	107
		削岩機(コンクリートブレイカー)		106
		ロードローラー	P < 55	101
		タイヤローラー	55 P	104
		振動ローラー		

分類	品目名		判断基準及び配慮事項	
16 公共工事	建設機械	低騒音型建設機械	P < 55	100
			55 P < 103	103
		103 P	107	
		P < 55		
		コンクリート圧碎機	55 P < 103	99

別紙

			103 P < 206	106
			206 P	107
		アスファルトフィニッシャー	P < 55	101
			55 P < 103	105
			103 P	107
		空気圧縮機	P < 55	101
			55 P	105
		発動発電機	P < 55	98
			55 P	102
	低振動型建設機械	機種	諸元	基準値
		パイプロハンマー	最大起振力 245KN以上	70
			最大起振力 245KN未満	65
		バックホウ	標準バケット 山積(平積)容量 0.5(0.4) m ³ 以上	55